



LEGAL
PARTNERS
ACROSS
ASIA

Kelvin Chia Yangon Ltd (KCY)

Level 8A, Union Financial Center, Corner
of Mahabandoola Road and Thein Phyu
Road, Botahtaung Township, Yangon.
(951)8610348/8610349
csg@kcyangon.com
www.kcpartnership.com

KCY ニュースレター No.62

2021年10月6日

ミャンマー中央銀行、輸出によって得た外貨の兌換期間の短縮

2021年10月3日、ミャンマー中央銀行は、通達第35/2021号（以下、「通達第35号」）を発行しました。本通達第35号は、輸出業者が輸出によって得た外貨の兌換期間について以下のように強化しました。

1. 外国為替管理法(Foreign Exchange Management Law)によると、輸出業者は、所定の期間内に輸出によって得た全ての外貨をミャンマー国内の自己の銀行口座へ預け入れなければならないとされています（第35条）。ここで、所定の期間とは、輸出日から6ヶ月以内と規定されています。
2. 輸出業者は、輸出代金を銀行口座に入金後30日以内に、当該輸出利益を、非認証外国為替金融機関又は認証外国為替金融機関へ売却することができます。
3. 輸出業者は、輸出によって得た利益を得てから銀行口座へ入金後30日以内に、認証外国為替金融機関にて輸出利益の残金を兌換するか、市場レートにて兌換しなければなりません。
4. 輸出業者から輸出利益を受領した非認証外国為替金融機関は、当該資金を自ら運用するか、又は30日以内に認証外国為替金融機関にて兌換しなければなりません。非認証外国為替金融機関により運用された残高は、30日以内に認証外国為替金融機関へ売却しなければなりません。当該資金は、第三者の個人または事業者へ転売することはできません。
5. 輸出業者が輸出利益を受領したときを始期として、非認証外国為替金融機関からの輸出利益の受領を含め、認証外国為替金融機関への兌換は30日以内に行われる必要があります。

本通達第35号は、2021年10月3日から施行されます。これに伴い、ミャンマーチャットへの兌換に関する通達第33/2021号は、通達第35/2021号の施行により廃止となります。

ミャンマー内国歳入局が会計年度の変更に関する通達を発行

2021年10月1日、ミャンマー内国歳入局 (Internal Revenue Department)は、通達第510/2021号（以下、「通達第510号」）を発行しました。通達第510号は、2021年10月1日から2022年3月31日を対象とする中間期の税額の査定手続きについて規定しており、具体的には、中間期の特別物品税、商業税、及び所得税に関する査定方法について定めています。

特別物品税に関し、2021年10月1日から2022年3月31日の期間にたばこ、葉巻たばこの総売上高の合計の2倍額が2000万チャットを超える場合には、物品税の課税対象となります。商業税に関し、



2021年10月1日から2022年3月31日の期間における販売額又はサービス料の合計の2倍額に基づくものとされています。

個人所得税に関し、2021年10月1日から2022年3月31日の期間の給与の2倍額が480万チャットを超えない限り、所得税の支払いは免除となります。また、法人所得税に関し、所得税の課税対象となる純所得の算出に用いる減価償却の控除は、通常の12か月間の財政年度を対象とするのではなく、2021年10月1日から2022年3月31日の6か月間を基に計算されることとなります。

2021年10月1日より2021 連邦税法が施行

2021年9月30日に2021 Union Tax Law（以下、「2021 連邦税法」）が制定され、2021年10月1日に施行されました。2021 連邦税法では、特別物品税、商業税の免税、及び2021年10月1日から始まる税務年度に適用される所得税率が規定されています。2020 連邦税法で商業税の免除の対象となっていたのは43商品であるのに対し、2021連邦税法では、45商品に対して商業税の免除を認めています。特に、2021連邦税法は、クリーマー及び家庭用虫よけが商業税免除対象商品に追加されました。商業税の免税対象であるサービス業に関しては、2020 連邦税法における33のサービスからの変更はありません。また、2021 連邦税法では、ホテル及び観光業における商業税率は3%となっています。

個人所得税に関しては、2021 連邦税法では、以下のように個人の所得に応じて税率が適用されるように変更になりました。

2021 連邦税法		個人所得税率
チャット（下限）	チャット（上限）	
1	2,000,000	0%
2,000,001	10,000,000	5%
10,000,001	30,000,000	10%
30,000,001	50,000,000	15%
50,000,001	70,000,000	20%
70,000,001チャット以上		25%

法人所得税に関して、2021 連邦税法第23条により適用される税率が、2020 連邦税法が規定していた25%から22%に引き下げられました。

また、未申告の所得に対する所得税に関して、2021 連邦税法では以下のように規定されています。

未申告所得		適用される税率
チャット（下限）	チャット（上限）	
1	100,000,000	3%
100,000,001	300,000,000	5%
300,000,001	1,000,000,000	10%
1,000,000,001	3,000,000,000	15%
3,000,000,001チャット以上		30%



Our Partners in Yangon



Cheah Swee Gim
Director of Kelvin Chia Yangon
Senior Partner of Kelvin Chia Partnership
cheah.sweegim@kcpartnership.com



Pedro Jose F. Bernardo
Principal Foreign Attorney of Kelvin Chia Yangon
Partner of Kelvin Chia Partnership
pedro.bernardo@kcpartnership.com



Khin Leimar Ban Aye
Principal Legal Manager of Kelvin Chia Yangon
Partner of Kelvin Chia Partnership
klm@kcyangon.com



Lyra Miragrace Flores Bisnar
Principal Foreign Attorney of Kelvin Chia Yangon
Partner of Kelvin Chia Partnership
lmc@kcyangon.com

About Kelvin Chia Yangon (KCY)

KCY has been in active operation in Myanmar since 1995, currently with offices in Yangon and Mandalay. KCY is the firm of choice for those seeking to navigate Myanmar's fast-changing and complex regulatory landscape, a jurisdiction in which KCY has gained in-depth legal expertise from the numerous transactions it has handled.

Our main practice areas

Foreign Investments | Incorporation and Company Maintenance | General Corporate and Commercial | Due Diligence | Mergers and Acquisitions | Joint Ventures and Production Sharing Agreements | Investment Funds | Energy/Oil and Gas | Natural Resources/Mining | Banking | Project and Project Financing | Manufacturing | Education | Agriculture | Real Estate | Infrastructure | Construction | Telecommunications | Compliance / Regulatory | Licensing and Permits | Labour and Employment | Immigration | Taxation | Insurance | International Arbitration | Intellectual Property | Special Economic Zones

Yangon Office: Level 8A, Union Financial Center (UFC), Corner of Mahabandoola Road and Thein Phyu Road, Botahtaung Township, Yangon.

Mandalay Office: Room No. A-3 (2nd Floor) | Win Yin Mon Condo | 67th Street (31st x 32nd Street) | Chan Mya Thar Zan Township | Mandalay.